

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症（COVID－19）は、急速な勢いで世界各地に拡散しており、世界保健機関（WHO）が現在の世界的流行について、「パンデミック」といえる状況と表明するなど、国際的な脅威となっている。

日本国内においても、日々新たな感染者が発生しており、いつ事態が収束するかは見通せない状況で、市民生活や地域経済に重大な影響を及ぼしている。

また、国は感染拡大防止策として、全国一斉に小中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休校を要請したが、教育現場にも大きな影響が出ている。

よって、市においては、市民の安全安心を確保するため、新型コロナウイルス感染症対策本部において、迅速かつ適切な情報提供を行って市民の不安解消に努めるとともに、感染の拡大防止に向けて徹底した対策を講ずるなど、全力を挙げて取り組むよう求める。

また、国及び政府においては、感染拡大防止のために必要な医療体制の強化に対する支援を行うこと、ワクチンの早急な開発・製造を行うこと、地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政的支援を、地方交付税不交付団体を含め、すべての地方公共団体に対して行うことを求める。

以上、決議する。

令和2年3月18日

立川市議会

議長 佐藤 寿宏